

横浜市教育委員会 定例会会議録

- 1 日 時 平成30年5月11日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 鯉淵教育長 大場委員 間野委員 長島委員 宮内委員 中村委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教育委員会定例会議事日程

平成30年5月11日（金）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について
- 3 請願等審査
受理番号1 教科書採択に関する要望書
- 4 審議案件
教委第6号議案 平成30年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について
教委第7号議案 横浜市教科書取扱審議会への諮問について
教委第8号議案 横浜市教科書取扱審議会委員の任命について
教委第9号議案 第16期横浜市文化財保護審議会委員の任命について
教委第10号議案 第27期横浜市就学奨励対策審議会委員の任命について
教委第11号議案 横浜市少年自然の家指定管理者選定評価委員会委員の任命について
- 5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

鯉渕教育長

それでは、ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。4月6日の会議録の署名者は宮内委員と中村委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の修正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、承認いたします。字句の修正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、4月20日の教育委員会臨時会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

【一般報告】

小林教育次長

1 市会関係

教育次長の小林です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、前回の教育委員会臨時会から本日までの間についての報告事項はございません。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○5/1 平成30年度 新任校長研修

○5/8 横浜市立学校人権教育推進協議会総会

○5/10～11 平成30年度関東地区都市教育長協議会総会

(2) 報告事項

○いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、5月1日に、「平成30年度 新任校長研修」が横浜市技能文化会館で行われ、鯉渕教育長が新任校長に対して、校長としての責任や学校運営におけるリーダーシップなどについて、お話をしております。

5月8日には、横浜市立学校人権教育推進協議会総会が開催され、鯉渕教育長、長島委員が出席されました。当日は、校長及び人権教育推進担当者約1,000名が参加しており、鯉渕教育長が、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校を目指して取り組む人権教育の重要性について、お話をしております。

また、ノンフィクションライターで、様々な社会問題に取り組みおられる北村年子氏に御講演いただきました。北村氏からは、「自尊感情の大切さ」や、「教師自身が自分を大切にすることの重要性」について、お話をいただきました。

5月10日から本日11日の日程で、平成30年度関東地区都市教育長協議会総会が、ホテルメルパルク横浜で開催されております。昨日の第1日目に鯉渕教育長が出席しております。

次に、報告事項として、この後、所管課から、いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について、報告させていただきます。
私からの報告は以上です。

鯉渕教育長

報告が終了いたしました。御質問等はございますか。

長島委員

鯉渕教育長が出席し、お話しされた横浜市立学校人権教育推進協議会総会に出席してまいりました。鯉渕教育長のお話も校長たちに本当に響くようにお話しされたのですが、その後ノンフィクションライターの北村年子氏の御講演がありました。本当に当たり前のことですが大切なことを伝えていただくいい時間だったと思います。横浜市の校長と人権担当、合わせて1,000名ほどの出席者があったかと思えます。各学校に講演内容を持ち帰り、それぞれの立場でできること、そして教師自身が教師になったばかりのときの思いなどをしっかり受け止めながら、日々の「良かった探し」をしようねと温かく語っていただいたことで、現場で一生懸命日々教育活動をしている先生方がそれぞれいろいろな思いで受け止め、そしてまた現場に帰っていったといういい時間だったと思っております。人権担当の方、本当にありがとうございました。

鯉渕教育長

ほかによろしいでしょうか。特になければ、いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について、所管課から報告いたします。

前田人権健康教育部長

人権健康教育部の前田でございます。

いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果につきまして、学校いじめ防止対策委員会から調査報告書が提出されましたので、御報告申し上げます。詳細は担当課長から報告いたします。

近藤人権教育・児童生徒課担当課長

人権教育・児童生徒課担当課長の近藤でございます。よろしくお願いいたします。いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の対処について、報告させていただきます。

学校いじめ防止対策委員会から調査報告書が提出されましたので、報告します。報告件数は、今回は1件でございます。今回調査が終了した1件は中学校の案件で、学校いじめ防止対策委員会に外部の専門家である弁護士、心理士並びに教育委員会事務局の職員が加わった組織で調査を行いました。

調査結果の概要を説明させていただきます。

〈当日配布資料「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について（c中学校）【公表版】」に基づき説明〉

報告書は以上でございます。

それでは、最初の一般報告資料のほうにお戻りください。真ん中あたりの表の「いじめ重大事態対処のための調査件数」でございますが、調査中の案件は合計13件であったものが、今回1件終了しましたので、合計が12件となりました。調査終了の案件は合計3件であったものが今回のもので合計4件となりました。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

鯉渕教育長

説明が終了しましたが、御質問等、御意見、何かございますか。

大場委員

今回新たに調査結果の報告をいただきました。2点ほど私のほうから質問というか、意見も含めてお話をしたいのですが、今回の調査は学校主体の調査ということで進められました。それで、調査結果については教育委員会の附属機関であるいじめ問題専門委員会の意見を伺っていくという形を採ってきていますが、今回の事例で専門委員会からの調査結果や公表版についてどのような意見が出たのか、これをまず確認しておきたいと思います。前々から言われているとおり、学校主体調査のほうが当該児童の将来のことについてもきちんと現場で対応できるという意味で、メリットが大きく強調されているわけですがけれども、プラス専門家の意見もきちんと把握した上で報告書がまとめられたという理解をしています。

これが1点と、もう一つは、今回の事案も小学校時代からある意味で若干続いていた経緯もあり、関係者が非常に多いと思います。ジュース代のおごりから始まってということで、非常に極端に言うところでもあり得ることかもしれませんし、そういう意味では非常に関係者が多い中で今回こうやって調査結果報告書がまとめられてくる中で、関係者間の事実確認を含めて理解を得るというのは結構大変なハードルがあるような気が私はするのですが、報告書の中でも金額等についてはそれぞれ差異があるケースもありますし、かといって関係者の意見が一致しないからといって、ずっと報告書が出ないということもやはり問題だろうと思うので、一定範囲で理解が進んだということで、今回こういう報告書という形になったのだらうと思います。一番現場で苦勞をいただいている関係者の理解をいただく上での苦勞されている点といたしますか、そういう点を御披露いただけるとうれしいです。

とりあえず以上2点であります。

近藤 人権教育・児童生徒課担当課長

ありがとうございます。

まず1点目の学校主体調査に専門委員会がどういう形でということですが、この調査結果については教育委員会の附属機関であるいじめ問題の専門委員会に意見を聞くことになっております。今回の場合には再発防止策の中に学校の組織的な対応の重要性や保護者との連携の必要性について書かれているのですが、それについてより明確に記載することを検討するような御指摘がありました。そこで、具体的に言いますと、再発防止策の(2)、「学校いじめ防止対策委員会を活用して情報を共有し、組織的な対応につなげる」というようなことを新たに書き加えました。また、再発防止策の(3)、金銭授受のところですが、「金銭授受の問題に気づいた場合、大人に相談する」という箇所について、「保護者や教職員など周囲の大人」というように、具体的に記載することにしております。また、同じく再発防止策について、金銭授受について「発達段階に応じた指導を行うこと」と書かれた箇所について、この表現はわかりづらいのではないかと御指摘がありましたので、一部表現を変更したり、削除しております。主に再発防止策のところ御意見をいただきましたので、それについて検討し、改善を加えております。それが1点目でございます。

それから2点目は、この報告書を出すに当たっては、ガイドラインにあるように、調査経過について当該児童生徒・保護者、そして関係の生徒・保護者等に状況の説明をしながら調査を進めさせていただいております。当然委員の御指摘のように、お互いの主張が食い違うということがありますがけれども、なるべくお互いの主張がしっかりと両方に御理解いただけるように情報提供しながら進めさせていただいているところでございます。ただ、先ほどのお話にもありますように、一定のところ判断して報告書を出すという形にしないといけないので、今

回のケースでいえば、この形で関係、それから当該の生徒たちにも説明し、御理解を得た上で今回の報告書の御報告となっております。この件だけでなく、今後関係、当該、両方に丁寧に説明し、なるべく御理解をいただきながら報告書の作成を進めていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

以上です。

大場委員

ありがとうございました。

今報告書の5(2)に触れていただいたとおり、今後の再発防止策として学校いじめ防止対策委員会を活用して、ぜひ全学校にも取り組んでもらいたいというお話もいただきましたし、そういう意味で去年の10月に改定した横浜市いじめ防止基本方針で、各学校はいじめ防止対策委員会を月に1回以上開催するという事で、組織的な取組を進めてほしいということになっていますので、ぜひ学校いじめ防止対策委員会の役割の重要性をもう一度現場の皆さんにもアピールしていただいて取り組んでほしいと思います。

前回のときも少しお話ししたのですが、今回この公表版が出たことで、各学校現場への取組の周知の徹底についてももう一度確認しておきたいと思いますのでお願いします。

近藤人権教育・児童生徒課担当課長

ありがとうございます。

今日のこの委員会での報告を経て、各学校に本日中にこの公表版も添付して、通知を出す予定でございます。今回の再発防止については昨年、平成29年3月にまとめさせていただいた再発防止策とかなり重なるところがありますので、改めてこの再発防止策を徹底し、今回委員から御指摘のあった学校いじめ防止対策委員会をしっかりと機能させる面であったり、金銭授受があったということの指導の徹底を、本日の通知をもって、また各機会を通じて現場に通知していきたいと思っております。

以上です。

鯉淵教育長

ほかに御意見・御質問はございますか。

中村委員

読ませていただいた中で、率直な感想として、やはりいじめられた側といじめたとされる側の感覚の差というのが非常に大きいなということを感じました。なかなかいじめたとされる、関係する生徒たちにとってはそれほど重い言葉だったり、重い行為ではなかったという意識しかないのかもしれないのですが、それがやはり相手にどういうダメージを与えるかということ想像する力がないといけないのではないかとということ、今報告を聞きながら思いました。

とにかく子供は何かやった後、すぐ冗談とか、からかっただけとか、そういうことで済まそうとするのですが、やはりそういう段階から見過ぎさない目というもの、それを学校が持っていないと、それがどんどんエスカレートしていくのではないかと思います。特に小学校の高学年とか、中学生とか、多感な時代の子供はどうしてもいじめられているとか、つらい思いをしているというのは言いにくいという発達上の特性もあると思いますし、今とても嫌な世の中で、正しいことであっても言いつけたことが悪いというようなこともあるので、防止策にもありますけれども、本当に教職員と子供との信頼関係とか、言いやすい雰囲気というのを作っていかないと、見えるところでだけ判断しては、本当に見えないままで終わってしまうのではないかと思います。

いじめ防止基本方針の話も出ましたが、こうすべきだというマニュアル的なもの

のだけでなく、やはり他から学ぶというか、こういう事例を通知してくださるといふことでしたけれども、各学校が本当に自分ごととしてとらえて、「こうすればいいよね」だけではなく、「具体的に何が足りなかったのだろうか」とか、「何が効果的だったのだろうか」とか、そういう事例研修をきちんとしていくことが大事ではないかと思ひます。

それからもう一つは、教育ビジョンにも多様性を認めることを大事にするといふことが挙げられていましたが、各学校でいじめが起きたからこうしようといふだけでなく、日常的に、本当に子供たちの心を耕すといふような教育をされていると思ひます。ですから、ぜひ各教育事務所でいい事例といふか、このように子供たちを育てていますといふような事例も発信していただけると、またそれも参考になるのではないかと思ひます。1したから1の成果が出るといふものではないと思ひますので、日常的な小さなことの積み重ねが大事だと思ひますから、ぜひ本当に大きなことになる前に、一人ひとりの子供が辛い思いをして、学校に行けなくなるといふような状況になる前に学校として、また家庭として、地域として、どんなことができるのかといふことをまた改めて考えていくことが大事ではないかと思ひました。

以上です。

鯉渕教育長

御意見といふことでよろしいですか。

中村委員

はい。

鯉渕教育長

ほかに何か御意見・御質問はございますか。

宮内委員

まず、この様な調査等々を学校主体でやるという考え方は、私は正しいと思ひております。何もかも第三者委員会等々に委ねることは現場の責任放棄であり、また教育現場が当事者意識を低下させていくこともあり得ると考えるからです。そこにいろいろな危惧があり、昨今も事例が多いわけですが、いかなる組織も一旦形ができると、組織防衛本能のようなものが働きます。その様なことを認識しながら委員会事務局なり、弁護士が介入することで十分抑止力があるのではないかと考えます。これも完璧なものではありませんが、この様な形でいいのではないかと考えしております。

問題だと思ひるのは、再発防止策の書き方です。私は金銭授受といふことを甘く考えていると思ひます。人間の心には正しい心と邪悪な心とが併存しているわけです。それをわかりながら邪悪な心をどうやってコントロールするかといふことを教えるのがまず第一義的には道德教育だと考えます。それでもついやってしまふ、これが人間の姿です。私は指導の姿勢が間違いだと思ひます。やはり悪いことをしたらいけない、罰せられる、パニッシュを受けるのだといふことを教えていくことで、子供たちを犯罪に関与させない、また一旦関与してしまった子を更生させていかなければいけない。理想的な道德論で指導しようとしても、そこには限界があるのではないかと思ひます。愛情を持って指導することは言うまでもありませんが、世間を甘く見るんじゃないよといふメッセージを学校はきちんと出さなければいけません。ところが、何かこういうことが起きて、おびえるような、腫れ物に触るような、悪いことをした人間に対して強い言葉を投げかけるとパワハラと言われて教師が尻込みする、これこそ昨今の悪い風潮です。私はしかるべくパニッシュメントがあるのだと教えていくことを、学校教育が抜かっているのではないかと考えしております。

もう一つ、SNSについてですが、SNSの課題は、ここに「外部講師による生徒向けの『スマホ・ケータイ安全教室』」ということが書いてありますが、誰がどう指導しようと、そう簡単には解決できません。ブラックボックスですから、永遠の課題だと私は思っております。それをなくすにはどうすればいいかという、先ほど中村さんがおっしゃったような、様々な事例研究、一人で抱え込まない、いろいろなことでみんなが悩んでいるのだと、それを表に出して意見交換をする。学校教育の現場で、自分流の教え方なり、自分の学校流の教え方に自信を持つということはいいのですが、それが時として自己流の流儀に拘泥してしまうという傾向が散見します。SNS問題というのは始まったばかりであり、今後もずっと続く問題だと思います。ですから、これを生徒に教えるという態度はだめで、生徒にいろいろなシミュレーションをさせて、悩ませて、攻撃的なメールを受けたときにどういう感情になるか、気持ちになるかという、相手の立場に立ってものを考える。これは全部シミュレーションです。それこそ教育だと思っております。ということで、SNSについては、各自が自分で加害者になったり、被害者になったり、いろいろなことを想定しやすい材料ですので、ぜひ教育現場に対して相手の立場に立ってものを考えるという視点での指導をするように促していただきたいと思っております。

先ほど通知を出すとおっしゃっていましたが、「こういった事例がありますよ」うんぬんというだけの通知では弱いと思います。犯罪は犯罪なのだ、世の中に対してそういうことをしたらしかるべく世の中から制裁を受けるのだということをしちゃんと教えていかないと、子供たちがかわいそうになるのだと思います。

以上です。

鯉淵教育長

御意見だとは思いますが、何か。

近藤人権教育・児童生徒課担当課長

ありがとうございます。

まず、金銭授受についてですが、学校としても子供同士のお金のやり取りはやってはいけない行為だということで、実は3月にも各学校に、お金のことは保護者との連携で解決することも大切なので、保護者向けの資料等も配布させていただきました。さらに今のSNSの事例研究等については、具体的には横浜には専任制度がありますので、各校の夏期における専任研修などで取り扱う中で、委員のおっしゃるように、子供たちが自ら相手の立場を考えて使えるような形の教育を進めさせていただければと思っております。貴重な意見をありがとうございました。

宮内委員

そういう通知がいけないのだと思います。通知というのは前半の部分ですね。つまり、金銭の授受がいけないというのは当たり前のことです。保護者にも通知する、保護者だってこんなのは当たり前ではないかと思うわけです。そうではなくて、そういうことをすると制裁を受けるのだよと、少年院に行ってしまうのだよと。子供を守らなければいけないのはまず親であり、教師であり、我々であるわけです。それを、やってはいけないよというような言い方だけで済ませようというのが、これが教育のおごりだと思います。どうですか。

前田人権健康教育部長

委員がおっしゃる中で、私はこのように思っております。児童生徒を含めて、様々な課題に向き合うのは子供たちですので、その子供たちに対してしっかりと知識を伝えていくことと、その上で意思決定や判断ができるような子供たち

を育てていきたいと思っていますから、そこはやはり授業であったり、子供との教育活動の関わりの中で、目の前の教師が目の前の子供たちに対してしっかりと伝えていくことだと思っています。先ほど中村委員からもありましたけれども、様々な実践例もございますので、そうしたあたりを整理しながら、実際に横浜市の学校のほうにもしっかりと伝えていきたいと思っています。

宮内委員

授業の中で刑法というのはどういう狙いを持って作られているかということを知識としてわかりやすく説明することを意図的にやるべく、横浜市教育委員会としてぜひ心がけていただきたいという要望です。

鯉淵教育長

ほかに御意見はありますか。

長島委員

今までの委員と重なるところもあるのですが、今回の調査結果については大きくおごりおごられたという金銭授受であったり、SNSの問題であったり、蹴った蹴られたの戯れか、そうではなかったかというところで子供たちの思いやいろいろなものが違っていたということが幾つかわかる調査結果だったと思います。例えば、SNSの問題であるとか、かつては中学校で携帯電話が使われるようになって、メールのいじめが始まり、そうすると保護者であったり、学校内で授業としてそういうことはいけないということであるとか、外部講師の依頼をしたり、ずっと積み重ねてきたと思います。ただ、その使用についての低年齢化において、嫌が応でも小学校においてもそういうものもしなくてはいけない、それも保護者だけではなく、学校によっては入学時から、いずれこういうことにならないようにしてくださいという、当たり前のことを学校がそのように伝えていくという時代になっているのではないかと思います。

学校では幾つか拝見したことがあるのですが、総合の時間などで何か問題を取り上げるときに子供たちがSNSの問題を取り上げて、課題解決などを見出すという学びをしているところもあるかと思います。それが先ほどの事例にも一つつながるのではないかと思います。

私が今回ここで注目したいのは、6ページの上から3行目、「なお、当該生徒は、学校については『先生たちのすばらしい対応はたくさんある』旨の見解を示している」というところに焦点を当ててお話しさせていただきたいのですが、アンケート等でいじめが発覚して、その背景であったりとか、かつての小学校でどうであったりとか、それから事実関係を調査しながら、当該生徒や関係生徒の将来までも見据えながら対応してきた結果が、私はこういうところに表れているのではないかと強く思います。それは学校が、この当該生徒、関係生徒だけではなく、そこに余波が起きるであろう、いろいろなことを踏まえて学校全体が教育であったり、それに関する活動であったり、いろいろなものに対して真剣に取り組み、大人が一致団結した結果の表れだと思いたいと思います。子供のいじめやいろいろな問題は、私もかつてからよく申し上げますが、大人が社会を作っていて、大人の姿を見て子供は育っているわけです。ですから、SNSも大人で使い方を間違えている人も世の中にたくさんいると思いますし、それを見ていれば、自然に子供はその背中を見ているわけです。そういうところからすると、こういう一言が出たことはその積み重ね、教員たちの努力があったということで、頑張っているのだなということが見て取れたことを私は感想として、また今後のこういう対応に対して各学校に知らせていただければと心から思っています。日頃の教育は積み重ねですし、対応も積み重ねですので、どうか職員の方々が心血注いでやっている姿を事務局としてしっかり支えていただければと思います。

鯉渕教育長	御意見ということでよろしいですね。
長島委員	はい。
鯉渕教育長	ほかに。
間野委員	通知を出します、通知を出しましたと、極めて学校村、教育村のやり方だと思います。我々がいつも文部科学省から通知をよこされて、それで上に従え、右に倣えという。それで何か解決するわけではありません。そういった意味で言うと、多分今回の件に関して言えば、最初はもしかしたら関係児童はこの程度と思っていたかもしれませんが、今はもうそういう時代ではなくて、大変なことになるのだということをもっと学校の教師だけではなくて、生徒たち自身が知っていく必要があるのだと思います。多分そのためには研修や授業だけではなくて、今日も多くの子メディアの皆さんがいらしていますが、子メディアの人たちにもしっかりと報道していただいて、そういったことが許されない社会になってきている、相手が嫌だと思ふことをやると、それは大変なことになるのだということを知ってもらう必要があるのではないかと思います。ですから、通知を出します、出した、これも必要かもしれませんが、それで終わりではありません。抑止をしていくというのは多分子メディアの皆さんも含めて、もっとみんなで考えていく必要のある課題だと思います。以上です。意見です。
鯉渕教育長	何かありますか。ほかに御意見はありますか。
宮内委員	どういう通知を出すのですか。
近藤人権教育・児童生徒課担当課長	まず、いじめ問題等の取組の徹底についてということで、実は今委員の先生方からいただいた御意見も入れながら、これまで教育委員会を出してきたいじめ防止に関する資料等を示し、そして今回の報告書の特に再発防止策を、先ほど申しましたように、平成29年3月の再発防止策と絡めながら、こういうことをもう一度学校で見直してください、例えば児童生徒がSNSを発信しやすい仕組みや環境づくりでこういうところに気を付けてくださいというような学校で取り組んでいただきたいことを中心に通知文を出す予定でございます。
宮内委員	ぜひ金銭授受は犯罪であると、表現はどうか知りませんが、いけないことだというような道徳に訴える言い方ではなく、社会的にパニッシュメントを受けるのだというニュアンスを出していただきたいと、これは要望であります。
鯉渕教育長	それでは、よろしいでしょうか。重大事態の調査結果の報告ということでは、以上で終了いたしたいと思います。 次に議事日程に従い、請願等審査に移ります。4月6日付で受け付け、各委員に配付しております受理番号1の要望書について、審査を行います。事務局から説明いたします。
直井指導部長	指導部長の直井でございます。 受理番号1の要望書につきまして、回答の考え方を所管課長から説明させていただきます。

宮城指導企画
課長

指導企画課長の宮城でございます。

受理番号1の要望書につきまして、考え方を説明させていただきます。市立学校で使用する教科書は、横浜が目指す子供の姿を実現するために、文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や横浜市教科書採択の基本方針等に基づいて採択しています。また、各教科の専門的知識を有し、教育現場を熟知している現職の教員である教科書調査員による調査研究の結果と子供の学習実態を踏まえた横浜市教科書取扱審議会の答申を尊重しつつ、横浜市教育委員会の権限と責任において適正・公正に採択を行ってまいります。

以上でございます。

鯉渕教育長

事務局から説明が終了いたしました。まず、意見陳述の希望がありますので、その要否についてお諮りしたいと思います。教科書採択に関する項目が対象になりますが、御意見はございますか。

長島委員

私も3年半以上教育委員をさせていただいてまして、本当に多くの方から教科書採択だけに限らず、いろいろなことで御意見をいただいています。今回は教科書採択に関する意見陳述の要望だと思っておりますが、私どもは本当にきちんといただいた意見を拝見して、多くの意見や様々な考えがあることを承知した上で発言させていただきたいと思っています。教科書採択については本当に多くの意見をいただいています。教科書閲覧であるとか、数を増やしてほしいとか、本当にいろいろあったかと思うのですが、この中ではそれぞれきちんと真摯に受け止めて、何度も本当に議論してきたと思います。それを踏まえた上で、この要望書はしっかり論旨・趣旨が明確に記されていますので、特に意見陳述をする必要はないのかなと思います。私は意見陳述を拝見したことがないのですが、だからというわけではなく、しっかりと意思や論旨が伝わっているということ、大変わかりやすい文章で書いていただいているので、十分だと思います。

鯉渕教育長

ほかに何か御意見はありますか。

それでは意見陳述につきましては、認めないということよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは意見陳述を認めないこととします。事務局から説明がありました、要望書に対する考え方につきまして、御意見・御質問はございますか。

宮内委員

教科書というのは国民がしかるべく関心を持って、社会の中でいろいろな意見がなされて採択されていくというのが理想だろうと思っております。そのときに学校現場の教師の教科書に対する関心が薄くなっているのではないかとこのことを危惧しております。例えば、教科書の閲覧の機会、これが日程の日付で限定された部数で行われているということなのですが、今の時代に実物をもってものを見る、部数が足りないから全員に配布できないというのは大分時代遅れであります。PDF等々で、例えば役所の文書でもウェブ経由で閲覧できるわけです。そういうことをして、現場の教師なり、また父兄なりが、それぞれの検定済み教科書を比較検討するような機会を提供するということは、我々の責務と考えております。それが著作権の問題に関係するとは私は思わないのですが、文部科学省は

そういった施策をまだ採っていないので、横浜市教育委員会として中央に要望していくとか、ぜひとも積極的な改革案を提案、また実行するよう努力していただきたいと考えております。

鯉渕教育長

その件について。

直井指導部長

ありがとうございます。

今PDFをというような御意見もいただきました。また、私どもとしても文科省ともやり取りをしている中で、紙のものとPDFという中で、写真等の著作権の問題があつて、現時点ではなかなかそういうことに取り組むのは難しいという状況もあるようでございます。これまでも授業改善支援センター、ハマ・アップでは教員が教科書見本本を閲覧する機会を作ってきてはいるのですが、何度もお話をさせていただきましたが、教科書見本本の数に現在は限りがある状況でございます。今後は教科書見本本の数をどうにか増やしていったり、また閲覧できる期間を延ばしたりする等の工夫をして、先生方が教科書見本本を閲覧できるより良い環境について検討していきたいと考えております。御意見を参考にさせていただきたいと思っております。

宮内委員

閲覧の機会、利便性を良くすることと、今の写真等の著作権のことというのは技術的に解決できることです。写真等は伏せて文字だけ閲覧するとか、幾らでもできるわけです。ですから、そうしたハードルを乗り越えることが正しいと思うか思わないかということについてはどうですか。つまり、私が申し上げていることに賛成してくれるかしてくれないかです。

直井指導部長

ありがとうございます。

見本本という、現在は本の形ということですが、例えば違う形によってより多くの方に見ていただけるというようなことがあるのであれば、もちろん良いことだと自分は考えております。

宮内委員

ぜひプッシュしてください。

間野委員

国も電子教科書と言っているわけですので、この時代は本当にインターネットで簡単に閲覧できるようにすべきです。それは僕は国の怠慢だと思います。ぜひ我々から要望していきましょう。これだけ教員の数で1万6,000人いて、見本本を幾らもらっても全然足りないですよ。それは本当に私たちが困っていることから、それは真摯に教育委員会として要望していくべきことだと僕は思います。

宮内委員

あと、多くの現場の先生方の意見を吸い上げる体制ですけれども、教科書調査員の数が少ないのではないかと思います。それも年齢構成とか、抱えている学校の課題がそれぞれ違うと思います。ですから、委員の選び方等々は非常に難しいと思いますが、母集団をできるだけ大きくして行く、これは投票だ何だということとまたややこしい話になると思いますが、できるだけ効率的に民意を反映できるような仕組みを作っていく時期に来ているのではないかと考えております。

直井指導部長

ありがとうございます。

まず見てもらう環境を整えるということも考えていきたいと考えていますが、併せて検討していきたいと考えています。

鯉渕教育長

ほかに。どうぞ。

長島委員

学校現場の先生方の意見を十分に聞いてほしいとよく耳にするのですが、実際に指導主事の方であるとか、学校現場の先生にお会いしたときにいろいろなお話をさせていただく中で、先ほど出たようにハマ・アップであるとか、そういうところで勉強しに行ったり、その機会、時期的にチャンスがあれば教科書を閲覧することもあるという話も聞くことがあります。採択の方法であるとか、いろいろな広い意味で質問すると、思いはそれぞれです。先生方も一生懸命で熱心な方もいらっしゃれば、若くてまだまだ今の状況で教員になった方もいらっしゃる中で、なかなかそこまで思いが達しない方もいらっしゃるというところで、今、宮内委員がおっしゃったように、年代層を広く、調査員の方をできる限り可能な数で増やすことによって、多くの意見を取り入れたという形にできるのではないかと思いますので、その辺はぜひ検討してほしいと思います。

鯉渕教育長

ほかに何か御意見はありますか。

中村委員

今教科書を見るためのいろいろな体制づくりというか、そういうことを横浜市が率先してやっていったらというのは本当にぜひ実現したらいいなと思います。今本当にいわゆる見本本の数が少なく、限られた場所がないということはあるのですが、働き方改革の関連もあって、結局先生たちも忙しくてなかなか見に行く余裕がないということもあるので、逆に校長判断で、例えば今日はみんなで教科書を見に行こうよとか、中学校の部活などで難しいのかもしれないのですけれども、何時間か今日は早めに切り上げて行こうよとか、そんな時間を生み出して見に行くような環境づくりということもできるのではないかと感じました。

鯉渕教育長

ほかに御意見はありますか。

それでは、他に御意見等がなければ、受理番号1の要望書については、先ほど説明いたしました事務局の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは承認させていただきます。回答文につきましては、承認いただいた考え方に沿って、回答させていただきます。以上で請願等審査を終了いたします。

次に議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開について、お諮りします。教委第8号議案「横浜市教科書取扱審議会委員の任命について」、教委第9号議案「第16期横浜市文化財保護審議会委員の任命について」、教委第10号議案「第27期横浜市就学奨励対策審議会委員の任命について」、教委第11号議案「横浜市少年自然の家指定管理者選定評価委員会委員の任命について」は、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、教委第8号議案から教委第11号議案は、非公開といたします。

議事日程に従い、教委第6号議案「平成30年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について」、所管課から説明いたします。

直井指導部長

指導部長の直井でございます。

教委第6号議案「平成30年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について」、御審議をよろしくお願いいたします。

議案の左上とじ1ページ、おめくりいただけますでしょうか。裏側に提案理由を記させていただいております。教科用図書の取り扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号により、教育委員会の職務と規定されております。平成30年度における横浜市の教科書採択に当たり、採択の手続きの基準を明確にし、公正かつ適正を期するため、基本方針を策定したいので提案するものでございます。

内容につきましては、所管の指導企画課長より説明させていただきます。

宮城指導企画
課長

指導企画課長の宮城でございます。

次のページが平成30年度横浜市教科書採択の基本方針の案でございます。読み上げて提案とさせていただきます。

前文。教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務付けられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、次のとおり平成30年度横浜市教科書採択の基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

1 教科書の採択について。

(1) 平成30年度は、次の教科書を採択する。

ア 義務教育学校前期課程を含む小学校（以下「小学校」という。）において平成31年度に使用する教科書（「特別の教科道徳」の教科書を除く。）。

イ 義務教育学校後期課程を含む中学校（以下「中学校」という。）、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において平成31年度から平成32年度まで使用する「特別の教科道徳」の教科書。

ウ 高等学校において平成31年度に使用する教科書。

エ 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において平成31年度に使用する教科書

なお、「特別の教科道徳」の教科書を除き、中学校及び南高等学校附属中学校において使用する教科書は、平成27年度に採択した教科書を平成31年度まで継続使用する。横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において使用する教科書は、平成28年度に採択した教科書を平成31年度まで継続使用する。

(2) 横浜市立学校において使用する教科書は、学校教育法附則第9条に規定する図書（以下「一般図書」という。）を除き、文部科学省が作成した校種ごとの教科書目録に登載されている、文部科学大臣の検定を経た教科書、次のページに行きまして、または文部科学省が著作の名義を有する教科書（以下「著作教科書」という。）の中から採択する。

(3) 採択が終了した後に、高等学校、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において、発行者の都合等によって採択を変更する必要がある場合には、教育委員会が採択した教科書一覧の中から、児童生徒の実態等に応じて新たに教科書を選択し、採択の変更を行う。

2 採択の基本原則。

(1) 公正かつ適正な手続き。文部科学省や神奈川県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の権限と責任のもと、静ひつな環境を確保し、公正確保を一層徹底するとともに、適正な手続きによって採択を行う。

(2) 教科書の調査研究。教科書目録に登載された全ての教科書の内容について、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。

(3) 静ひつな採択環境の確保。教科書の採択が公正かつ適正に行われるために、様々な働きかけにより円滑な採択事務に支障を来すことのないよう、静ひつな採択環境を確保する。

(4) 開かれた採択の実施。基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、開かれた採択に努める。

3 採択の観点。

教科書の採択に当たっては、「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」、「横浜版学習指導要領」及び「横浜市立高校版学習指導要領」に示した横浜が目指す子供の姿の実現のために、主に次の観点から検討して最も適切と思われるものを採択する。

(1) 教育基本法、学校教育法、学習指導要領、「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」、「横浜版学習指導要領」及び「横浜市立高校版学習指導要領」の趣旨を踏まえ、各教科の目標の実現や指導内容の充実に適したものであること。

おめくりいただきまして、(2) 「横浜教育ビジョン2030」及び「第2期横浜市教育振興基本計画」に基づく学習活動に適したものであること。

(3) 教科書として、内容の排列、分量が適切で、資料等の表現が児童生徒にとって使いやすい工夫がされていること。

高等学校。(4) 高等学校において使用する教科書は、各学校の特色、生徒の学習実態や興味・関心及び進路希望等を踏まえ、かつ、各教科・科目の目標の実現を図るために最も適切と思われるものであること。

特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級。(5) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において使用する教科書は、各教科等の指導計画、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき、一人ひとりの障害の状態に応じた指導を行うために、適切な内容であること。

4 採択の流れ。

(1) 教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例に基づき設置される横浜市教科書取扱審議会（以下「審議会」という。）に対し、今年度採択する教科書の取り扱いに関し、本方針を踏まえ、採択の観点に基づいて、調査・審議を諮問する。

(2) 審議会は、教科書を調査研究した結果と横浜が目指す子供の姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するに当たりふさわしい教科書を取りまとめ、教育委員会に答申する。

(3) 教育委員会は、審議会答申を受けて、その権限と責任において慎重に審議し、公正かつ適正に、教科書の採択を行う。その後、採択結果と需要数を神奈川県教育委員会に報告する。

おめくりいただきまして、5 調査研究について。

(1) 小学校において使用する教科書。

ア 教科書。新たに文部科学省の検定を経たものがないため、新たな調査は行わず、平成26年度採択時の資料を審議資料とする。

イ 学習実態。審議会は、小学校の児童の学習実態について十分に調査研究を行う。

(2) 中学校、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において使用する「特別の教科道徳」の教科書。

ア 教科書（「特別の教科道徳」）。審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。

イ 学習実態。審議会は、中学校、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校の生徒の学習実態等について十分に調査研究を行う。

(3) 高等学校用教科書。

ア 教科書。審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行う。

イ 学習実態。高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

(4) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書。

ア 教科書。審議会は、教科書目録に登載された著作教科書及び平成31年度使用一般図書一覧に登載された一般図書について、十分に調査研究を行う。

イ 学習実態。特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の種別や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、おめくりいただきまして、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

6 その他。

基本方針で定めのない事項については、必要に応じて、教育委員会で審議し定めるものとする。

基本方針は以上でございますが、教育委員会が横浜市教科書取扱審議会に対して調査・審議を諮問するに当たり、教科書調査の調査項目については次のページでございます、この調査項目に基づいて、道徳の教科書としての調査研究を十分に行っていただきます。

以上でございます。

鯉淵教育長

調査項目はよろしいですか。

宮城指導企画
課長

はい。

鯉淵教育長

所管課から説明が終了しました。御質問等がございますか。
特に御意見等がなければ、教委第6号議案については、原案のとおり承認して
いただいております。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。
次に、教委第7号議案「横浜市教科書取扱審議会への諮問について」、所管課
から説明いたします。

直井指導部長

指導部長の直井でございます。
それでは、先ほどの基本方針の中の採択の流れにありました、横浜市教科書取

扱審議会への諮問について、教委第7号議案を提案させていただきます。

1枚おめくりください。提案理由でございます。義務教育学校前期課程を含む小学校において平成31年度に使用する教科書（「特別の教科道徳」の教科書を除く）、義務教育学校後期課程を含む中学校、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において平成31年度から平成32年度まで使用する「特別の教科道徳」の教科書、高等学校において平成31年度に使用する教科書、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において平成31年度に使用する教科書の採択に当たり、必要な事項を調査審議するため、横浜市教科書取扱審議会への諮問を提案するものでございます。

内容につきましては、所管課長から説明させていただきます。

宮城指導企画
課長

同じく指導企画課長の宮城でございます。

次のページが横浜市立学校の教科書の取り扱いについての諮問案でございます。次に掲げる教科書の取り扱いに関する事項について、別紙理由を添えて諮問します。

1 義務教育学校前期課程を含む小学校（以下「小学校」という。）において平成31年度に使用する教科書（「特別の教科道徳」の教科書を除く）。

2 義務教育学校後期課程を含む中学校（以下「中学校」という。）、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において平成31年度から平成32年度まで使用する「特別の教科道徳」の教科書。

3 高等学校において平成31年度に使用する教科書。

4 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において平成31年度に使用する教科書。

おめくりいただきまして、理由でございます。

教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務付けられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、別添のとおり「平成30年度横浜市教科書採択の基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、これに従って採択を行うこととした。

この基本方針は、基本原則、採択の観点、採択の流れ等を明確に示し、適正な手続きのもと、教育委員会の権限と責任において教科書の採択を行うことを明文化するものである。

本年度の教科書採択に当たっては、基本方針にのっとり、市民に開かれた教科書の採択を適正・公正に実施することが重要である。

教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例第2条第1項に基づき、次の事項について、「横浜市教科書取扱審議会」（以下「審議会」という。）に対し調査・審議を諮問する。

以下の部分、1から4につきましては、先ほど申し上げました基本方針の調査研究の部分と重なりますので、省略させていただきます。

次の5ページの5からになります。5ページの5を御覧ください。

5 基本方針に基づき、全ての教科書の調査研究の結果と横浜が目指す子供の姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するに当たりふさわしい教科書の採

扱ができるように、相互の関連について明確にすること。

6 基本方針に示された採択の観点に沿って教育委員会で審議することができるよう、審議結果を答申としてまとめること。併せて、審議会において調査研究した報告書を添付すること。

以上でございます。よろしく願いいたします。

鯉渕教育長

説明が終了しましたが、御質問等がございますか。

特に御意見等がなければ、教委第7号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

以上で公開案件の審議が終了いたしました。

事務局から、報告をお願いいたします。

山岸総務課長

次回の教育委員会臨時会は、5月28日月曜日の午前10時から開催する予定でございます。また、次回の教育委員会定例会は、6月11日月曜日の午前10時から開催する予定でございます。以上です。

鯉渕教育長

それでは皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会臨時会は5月28日月曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会は6月11日月曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方、報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委第8号議案「横浜市教科書取扱審議会委員の任命について」

(原案のとおり承認)

教委第9号議案「第16期横浜市文化財保護審議会委員の任命について」

(原案のとおり承認)

教委第10号議案「第27期横浜市就学奨励対策審議会委員の任命について」

(原案のとおり承認)

教委第11号議案「横浜市少年自然の家指定管理者選定評価委員会委員の任命について」

(原案のとおり承認)

鯉渕教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後0時04分]